

新設

訪問看護医療 DX 情報活用加算

【訪問看護医療 DX 情報活用加算の新設】

居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムが導入されることを踏まえ、初回訪問時等に利用者の診療情報・薬剤情報を取得・活用して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高い医療を提供した場合について、新たな評価を行う。

名称	療養費の額	算定要件等
訪問看護医療 DX 情報活用加算	50 円／月	【算定要件】 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く。）が、健康保険法第 3 条第 13 項の規定による電子資格確認により、利用者の診療情報を取得等した上で指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合。 ※月 1 回に限り算定可能。 【施設基準】 (1) 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成 4 年厚生省令第 5 号）第 1 条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っていること。 (2) 健康保険法第 3 条第 13 項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること。 (3) 医療 DX 推進の体制に関する事項 及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること。 (4) (3) の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。 【経過措置】 令和 7 年 5 月 31 日までの間に限り、(4) に該当するものとみなす。

訪問看護医療DX情報活用加算に伴う掲示について

令和6年（2024年）医療保険改定により、当ステーションは、地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等が、健康保険法第3条第13項の規定による電子資格確認により、ご利用者の診療情報を取得した上で、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行います。

これにより、訪問看護医療DX情報活用加算をして定められた額を所定額に加算します。

《加算内容》

訪問看護医療DX情報活用加算	50円	※令和6年9月1日より
----------------	-----	-------------

これに関する施設基準は以下のとおりです。

- (1) 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成4年厚生省令第5条）第1条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っていること。
- (2) 健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること。
- (3) 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、および活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること。
- (4) (3)の掲示事項について、原則としてウェブサイトに掲示していること。

[経過措置]

令和7年5月31日までの間に限り、(4)に該当するものとみなす。

○個人情報の取扱いについて

個人情報保護委員会・厚生労働省「医療関係者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等の関係法令を遵守し、個人情報保護方針に基づいた適切な管理を行い、ご利用者様への看護サービスの提供以外の目的には使用いたしません。

○資格情報の提供について

資格情報の提供はご利用者様及びご家族様の同意に基づいて行われます。

同意なしにオンライン資格確認を行うことはありません。

医療DXを活用した質の高い訪問看護サービスの提供のため皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

2024/9/1

医療法人社団

景翠会

けいすい訪問看護ステーション逗子